

■議案第105号 四万十町地域交流拠点施設条例について

【要旨】

大正地域では、公民館を利用したコミュニティ活動等が積極的に行われてきた経緯があり、公民館撤去後、その跡地に大正地域住民の交流の拠点となる施設を整備することから四万十町地域交流拠点施設条例として制定しようとするものです。

【内容及び理由】

窪川地域及び十和地域には、それぞれ地域住民の交流の拠点となる施設「四万十町地域交流センターくぼかわ」と「四万十町コミュニティセンターとおわ」が整備され利用がされていますが、今回大正地域に同様の施設を整備することに伴い、3つの施設について、新たに「四万十町地域交流拠点施設条例」を制定します。

制定に併せて同時に既存の「四万十町地域交流センターくぼかわ設置条例」及び「四万十町コミュニティセンターとおわ条例」を廃止します。